

# 社会福祉法人 長命荘 基準該当生活介護事業 運営規定

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人長命荘（以下「当事業所」という。）が運営するフォレストデイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）において行う基準該当生活介護事業（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援し、適正なデイサービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 デイサービスセンターが実施するサービスは、利用者が居宅において、その有する能力に応じて日常生活を営むことができるよう、入浴、食事、排泄の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 生活介護の実施にあたっては、地域との関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 生活介護の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要なサービスが提供できるように努める。

4 生活介護の実施にあたっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」〈平成18年10月1日厚生労働省令第171号〉に定める内容を遵守し、生活介護を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 生活介護を行うデイサービスセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 フォレストデイサービスセンター
- (2) 所在地 奈良県生駒市北田原町2429番地の4  
特別養護老人ホームフォレストホーム同一敷地内

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 デイサービスセンターに勤務する職種、員数は介護保険法に基づく通所介護（介護予防通所介護含む。）サービスと一体であり、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、デイサービスセンターの職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し法令を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上（常勤・兼務）

生活相談員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者またはその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- (3) 看護職員 1名以上（常勤または非常勤 兼務）

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(4) 介護職員 4名以上（常勤換算）

介護職員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況に応じて適切な援助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上（常勤又は非常勤 兼務）

（看護職員が兼務することがある。）

機能訓練指導員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況に応じて適切な機能訓練を行う。

(6) 事務職員 1名（常勤・兼務 同一敷地内にある他の事業の事務と兼務）

必要な事務を行う。

(7) 調理職員 1名以上（常勤・兼務）

利用者の身体の状況に応じた食事を提供する。

（営業日及び営業時間）

第5条 デイサービスセンターの休業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 休業日 日曜日及び12月30日から1月3日

(2) 営業時間 午前 9：00～午後 5：00（送迎時間を含む。）

（利用定員）

第6条 利用定員は30人とする。

利用定員は、介護保険の通所介護（介護予防通所介護を含む。）と合算した定員である。

（生活介護の内容及び利用料等）

第7条 生活介護の内容は次の通りとする。

(1) 介護計画の作成

(2) 身体介護に関する介護

① 食事の介護

② 排泄の介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

⑤ 身体の清拭、洗髪、整容

⑥ 健康チェック

⑦ レクリエーションを交えた日常動作訓練

⑧ 送迎

⑨ 養護

⑩ その他必要な身体の介護

(3) 生活相談等

（利用者から受領する費用の額）

第8条 当事業所は、生活介護を提供した際には、利用者またはその扶養義務者から障害者総合支援法第29条の定める基準に基づく利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 当事業所は、法定代理受領を行わない生活介護を提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者総合支援法第29条に規定する額の支払いを受けるものとする。

(通常的生活介護の実施地域)

第9条 通常的生活介護の実施地域は次の通りとする。

(1) 生駒市全域

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービス利用にあたっての留意事項を次の通りとする。

(1) 昼食材料費、おやつ代、レクリエーション費等が実費負担となる。

(2) 利用者の状況により、オムツ類・尿パッド・防水フィルム・滅菌ガーゼ・散髪代等が実費負担となる。

(3) 異常気象・災害時等の緊急事態時は、サービスが提供できない場合がある。

(4) 利用者の都合により利用をキャンセルした場合、基本料金の1割を請求することがある。(利用日の前日の午後5時を過ぎて連絡を受けた場合。但し、前日が休業日の時は直前の開業日。)

(5) 利用開始時において発熱等体調不良(感染症を含む。)の場合、またはその疑いがある場合、サービスの中止を求めることがある。

(6) 利用者が故意または過失によりデイセンターの設備または備品に損害を与えた時は、その損失補償を求めることがある。

(身体拘束の廃止)

第11条 デイサービスセンターは、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わない。

2 デイサービスセンターは、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体的拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する

4 本条で規定する委員会の構成委員については、特別養護老人ホームフォレストホームの同委員会の構成委員と兼ねることがある。

(虐待の防止)

第12条 管理者は、虐待発生の防止に向け、次に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの事項を適切に実施するための担当者とする。

- (1) デイサービスセンターでは、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針の策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。尚、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村に報告を行い、再発防止に努める。
- (5) 本条で規定する委員会の構成委員については、特別養護老人ホームフォレストホームの同委員会の構成委員と兼ねることがある。

#### (緊急時における対応方法)

第13条 サービス提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医または医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない

#### (非常災害時における対策)

第14条 デイサービスセンターは、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員及び利用者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

3 デイサービスセンターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

#### (苦情解決)

第15条 提供した生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 デイサービスセンターは、提供した生活介護に関し、障害者総合支援法第10条の規定により、市町村からの文書その他の物件の提出依頼もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 デイサービスセンターは、奈良県社会福祉協議会の運営適正化委員会がサービスに関する苦情の調査または解決のための斡旋にできる限り協力するものとする。

#### (職場におけるハラスメント)

第16条 デイサービスセンターは、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第17条 デイサービスセンターは、利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 デイサービスセンターは、当該施設において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

3 デイサービスセンターは、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 デイサービスセンターは、利用者に対する処遇に直接携わる職員の内、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、所定の研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整える。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回

2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密は、正当な理由なく第三者に漏えいしない。

3 職員及び職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員及び職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨をもって従業者と雇用契約する。

4 デイサービスセンターは、従業者、設備、備品、会計及び利用者に対する生活介護の提供に関する諸記録を整備するとともに、当該記録をサービス提供の日から5年間保存しなければならない。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長命荘理事長が定める。

附則

この規定は平成18年4月1日から施行する。

この規定は平成18年5月1日から施行する。《一部改正》

この規定は平成18年10月1日から施行する。《一部改正》

この規定は平成27年4月1日から施行する。《一部改正》

この規定は平成30年6月1日から施行する。《一部改正》

この規定は平成31年4月1日から施行する。《一部改正》

この規定は令和3年10月1日から施行する。《一部改正》

この規定は令和5年4月1日から施行する。《一部改正》

この規定は令和6年4月1日から施行する。《一部改正》